

国民健康保険の保険証が更新されます

現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日(金)です。新しい保険証は7月中に各世帯に送付します(7月17日(金)から順次送付)。70～74歳までの人の保険証は、高齢受給者証も兼ねています。8月になっても保険証が届かない場合は、問い合わせてください。

負担割合の判定と収入額での再判定

70～74歳までの人の負担割合は下図の流れで決まります。

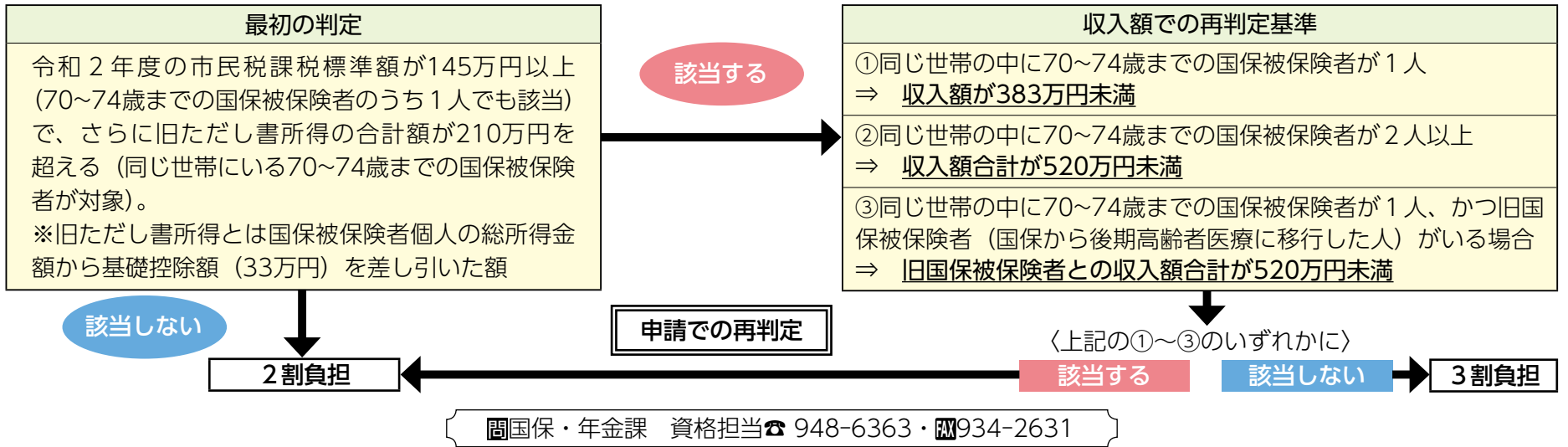
70～74歳までの人の保険証には負担割合を表示

負担割合は3割、2割のどちらかが表示されます。

負担割合が軽減される場合

3割負担になった人で、収入額での再判定基準を満たす場合は、申請すると負担割合が軽減されます(該当する可能性がある人には別途申請書を送付)。

負担割合の判定基準と収入額での再判定基準



介護保険負担割合証を送付します

要支援・要介護認定などを受けている人には、介護サービスなどを利用するときの自己負担割合を明記した「負担割合証」を7月中に送付します。介護サービスや介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用するとき、サービス事業所または施設に提出してください。

〈利用者負担の割合〉

3割	次の①②を両方満たす場合 ①本人の合計所得金額(※1)が220万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額(※2)」が ・単身世帯 = 340万円以上 ・2人以上世帯 = 463万円以上
2割	3割に当てはまらない人で、次の①②を両方満たす場合 ①本人の合計所得金額(※1)が160万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額(※2)」が ・単身世帯 = 280万円以上 ・2人以上世帯 = 346万円以上
1割	上記以外の人

※1 合計所得金額=年金収入や給与収入・事業収入などから公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した額で、長期譲渡所得と短期譲渡所得に関する特別控除を控除した金額

※2 その他の合計所得金額=合計所得金額から、年金の雑所得を除いた金額

負担割合

65歳以上=1～3割、64歳以下=1割

負担割合の適用期間

8月1日(土)～令和3年7月31日(土)まで(1年間。毎年発行)
※今後、新しく認定された場合はその都度送付

☎介護保険課 ☎948-6885、6924 ・ ☎934-0815

1人10万円の特別定額給付金は 期限までに申請を **8月18日(火)まで**

特別定額給付金の申請ができるのは、8月18日(火)(消印有効)までです。郵送またはオンラインで申請してください。申請受理後、不備がなければ1～2週間後に給付金が振り込まれます。

【申請方法】

郵送申請 世帯主に送付している申請書に必要な書類を添付し、返信用封筒で郵送してください。申請書が届いていない人は、**コールセンターに連絡してください。**

オンライン申請 マイナンバーカードを持っている世帯主が、国の専用ページ「マイナポータル」から申請してください。

申請期限 8月18日(火)(消印有効)まで
※特別な事情があって申請が難しい人は、コールセンターに相談してください



☎特別定額給付金コールセンター ☎909-4866 (8時30分～19時)

給付金を装った 詐欺にご注意!



給付金に関する事で、市役所から電話やメールをすることはありません。「手続きを代行する」「キャッシュカードを預かる」「手数料がかかる」などの話は、すべて詐欺です。

おかしいと思ったら耳を貸さず、すぐに相談してください。



【相談先】

警察相談専用電話 ☎#9110
市消費生活センター ☎948-6382
新型コロナウイルス給付金
関連消費者ホットライン ☎0120-213-188

☎市消費生活センター ☎948-6382